

鹿 児 島 県 公 報

平成25年12月27日（金）第2970号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

訓 令	
○鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令（※）	（税務課取扱い） 1
告 示	
○有害な映画等の指定	（青少年男女共同参画課取扱い） 2
○有害な図書等の指定	（青少年男女共同参画課取扱い） 2
○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い） 2
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	（水産振興課取扱い） 3
○土地収用法による事業の認定	（監理課取扱い） 3
○都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）	（都市計画課取扱い） 5
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	（都市計画課取扱い） 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止	（始良・伊佐地域振興局取扱い） 6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（始良・伊佐地域振興局取扱い） 6
公 告	
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い） 6
人 事 委 員 会 規 則	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）	（職員課取扱い） 6

訓 令

鹿児島県訓令第7号

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年12月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県税事務処理規程（昭和39年鹿児島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第44条第2項中「申請書の」を削る。

別記第55号様式中「納付まで」を「納付の日まで」に、「年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以降の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額に相当する」を「，地方税法に定める」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第1259号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成25年12月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8293	平成25年 12月16日	映 画	妖女伝説 セイレーンX	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8294			中川准教授の淫びな日々	新日本映像		
8295			熟女ヘルパー 癒しの手ざわり	オーピー映画		
8296			実録 夫婦の下半身	新東宝映画		
8297			未亡人痴態 三十路の羞恥心	新日本映像		
8298			嫁の寝床 恥知らずな疼き	オーピー映画		
8299			若妻淫熟 ダブル性感帯	新東宝映画		
8300			人妻派遣 熟乱義母と発情息子	新東宝映画		
8301			女囚 いけにえ調教	オーピー映画		

鹿児島県告示第1260号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成25年12月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24902	平成25年 12月16日	雑 誌	mini Berry vol.12 18426-01	秋水社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24903			Young Love Comic aya 1月号 18815-01	宙出版		
24904			絶対恋愛Sweet 1月号 15557-01	笠倉出版社		
24905			Sweetロマンス 1月号 15487-01	笠倉出版社		
24906			恋愛チェリーピンク 1月号 17744-1	秋田書店		
24907			BOY'Sピアス 1月号 18161-01	マガジン・ マガジン		
24908			コミック ホットミルク 1月号 13941-01	コアマガジ ン		
24909			COMIC 快樂天 1月号 13877-1	ワニマガジ ン社		
24910			月刊ビタミン 1月号 07653-1	竹書房		
24911			コミック・マショウ 1月号 18381-01	三和出版		

鹿児島県告示第1261号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年12月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
日置市日吉町日置字下馬場350番3, 358番4
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1262号

南さつま市坊津町坊6328番地9 竹内文也及び南さつま市坊津町坊9299番地5 岩崎俊一からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年12月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 南さつま市坊泊区域（坊泊漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてさば釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1263号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年12月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 起業者の名称
与論町
- 2 事業の種類
与論町多目的運動広場整備事業及びこれに伴う町道付替工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
鹿児島県大島郡与論町大字茶花字東與舎地内
 - (2) 使用の部分
鹿児島県大島郡与論町大字茶花字東與舎地内
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業のうち与論町多目的運動広場整備事業（以下「本体事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する運動場に供する施設に該当する。
また、本体事業の施行により、遮断される町道の従来の機能を確保するための町道付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号の市町村道に関する事業であり、

法第3条第1号に掲げる道路に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、平成25年9月に与論町議会の議決を経て予算財源措置を講じていることから、起業者である与論町は、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

与論町では、平成23年から10か年計画の第5次与論町総合振興計画を平成22年12月に策定し、当該振興計画に基づき、健康づくりの推進、観光ルネサンス事業の推進及び安全・安心な生活の確保に向け事業に取り組んでいる。

ここ数年、同町では、子どもや若者の間でフットサルやサッカー、高齢者ではグラウンドゴルフを愛好する町民が多く、スポーツ活動並びに人的交流及び健康づくりのための活動が盛んとなっているが、サッカーやグラウンドゴルフは、砂地の総合運動場でグラウンド状態の悪い中、フットサルは、多目的屋内運動場で他のスポーツとふくそうするため限られた時間の中、日頃の練習や大会が行われているのが現状である。

本件事業の完成により、同町の体育施設の充実が図られるとともに、子どもから高齢者まで多くの町民にとってスポーツやレクリエーション活動等へのより多くの機会を提供することとなり、生涯スポーツの推進並びに人的交流及び健康増進の充実が図られる。

また、当該施設は、津波から町民の生命を守るための避難場所として予定していることから、町防災計画の整備が図られるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

与論町によれば、起業地の動植物等への影響について、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する特別天然記念物（天然記念物を含む。）の生息域ではなく、また、周知の埋蔵文化財包蔵地でもないとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、平成23年から10か年計画の第5次与論町総合振興計画に基づき、町民の誰もがスポーツやレクリエーション活動に参加できる場として運動場を整備し、生涯スポーツの推進並びに人的交流及び健康増進の充実を図るため実施する事業である。

また、本件事業の起業地は、他の公共施設と近隣であり、交通機関の利便性も良いことから管理運営の効率化が図られている。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

平成23年6月に町内スポーツ3団体から連名で多目的グラウンド整備を求める陳情書が提出され、平成23年度第2回与論町議会で採択されている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲であり、使用の範囲は、必要最小としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認め

られるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までのとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上のことにより、起業者から申請のあった「与論町多目的運動広場整備事業及びこれに伴う町道付替工事」について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

与論町教育委員会事務局

鹿児島県告示第1264号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿屋市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年12月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 鹿屋都市計画道路
- (2) 名称 7・6・1号笠之原旭原東線
7・6・2号笠之原旭原西線
7・6・3号旭原有里東線
7・6・4号旭原有里西線

2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1265号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿屋市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年12月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 串良都市計画道路
- (2) 名称 7・6・1号外堀東線
7・6・2号外堀西線

2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1266号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年12月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 施行者の名称

徳之島町

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 徳之島都市計画下水道事業
- (2) 名称 徳之島町公共下水道

3 事業施行期間（変更なし）

平成17年12月28日から平成30年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成18年1月13日鹿児島県告示第100号及び平成19年11月9日鹿児島県告示第1687号の事業地に大字亀津字上当，字古珍郷，字今開，字永浜及び字南晴を加える。

始良・伊佐地域振興局告示第36号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成25年12月27日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
大口園	伊佐市大口宮人 463番地30	社会福祉法人大 一会	伊佐市大口宮人 463番地30	大保潤一郎	平成25年 11月30日	共同生活 援助

始良・伊佐地域振興局告示第37号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年12月27日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サポートハウス ゆとり	伊佐市大口宮人 463番地30	社会福祉法人大 一会	伊佐市大口宮人 463番地30	大保潤一郎	平成25年 12月1日	共同生活 介護・共同生活 援助

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は，完了した。

平成25年12月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南九州市川辺町清水字須ノ崎10129番1の一部，10129番2の一部，10129番4の一部，10130番1の一部，10130番2，10130番3の一部，10130番4の一部，10131番2の一部及び10132番1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

南九州市川辺町清水字須ノ崎10131番地2

社会福祉法人敬仁会

理事長 牧角浩史

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

鹿児島県人事委員会規則第5号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「第二制海」を「制海」に，「北薩地域振興局建設部参事（出水市駐在） 始良・伊佐地域振興局建設部参事（伊佐市駐在） 大隅地域振興局建設部参事（志布志市駐在）」を「大隅地域振興局建設部参事（志布志市駐在）」に，

食肉衛生検査所	所長 次長 業務課長	」を に改
食肉衛生検査所	所長 次長 業務課長	
動物愛護センター	所長	」

める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。